

吉賀町の地産地消促進計画の策定について

(1) 地産地消とは

地産地消とは、地域で生産された農林水産物を地域内で消費することにより、地域の農林水産物の利用を促進する取り組みです。

生産者と消費者の結びつきの強化、食育の推進、農林漁業の振興、地域の活性化につながる等、多様な役割を担うものです。

(2) 吉賀町の地産地消の取り組み方針

吉賀町では平成19年12月に策定した吉賀町まちづくり計画において、町の将来像を「自然の恵みに生まれ、人と共に生きる自立発展のまち」と定めています。また、これを実現するための基本的な施策の方針のひとつとして「魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり」を掲げています。

この方針に従った施策として「地産地消の推進」を掲げており、農産物の地域内における生産・消費の循環システムの構築や、家庭における自家消費の拡大、学校・老人ホーム等の消費団体との連携強化等に取り組むこととしています。また、学校教育や社会教育を通じて食農教育の実践に取り組むことで地産地消体制を推進することとしています。

また、平成23年3月に策定された「第1次吉賀町食育推進計画」（計画期間：平成23年度から平成32年度）において、地産地消の推進に対する具体的取り組みを定めています。第1次吉賀町食育推進計画は町内の関係団体等で構成する食育ネットワーク会議と作業部会において、吉賀町の関連計画との整合性も図りながら原案を作成し、策定された計画となっています。

(3) 六次産業化・地産地消法における地産地消促進計画としての位置づけ

六次産業化・地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号））の第41条第1項において、都道府県及び市町村は、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（地産地消促進計画）を策定するよう努めるとされています。なお、この促進計画を策定するに当たっては、既存の類似計画に基づき地産地消の推進を行っている場合、その計画を促進計画として定めることが可能とされています。

吉賀町においては、「第1次吉賀町食育推進計画」がこの既存の計画の要件を満たしています。このため、今回、「第1次吉賀町食育推進計画」をもって吉賀町の地産地消促進計画として位置づけることにより、さらなる地産地消の促進につなげます。

※次ページより、「第1次吉賀町食育推進計画」の抜粋を掲載します。

第1次吉賀町食育推進計画（地産地消関連項目 抜粋）

○第1章 計画策定にあたって

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度（2011年度）を初年度とし、目標年度を平成32年度とする10ヵ年計画とします。ただし、平成27年度に見直しを行うこととします。

○第2章 食の現状と課題

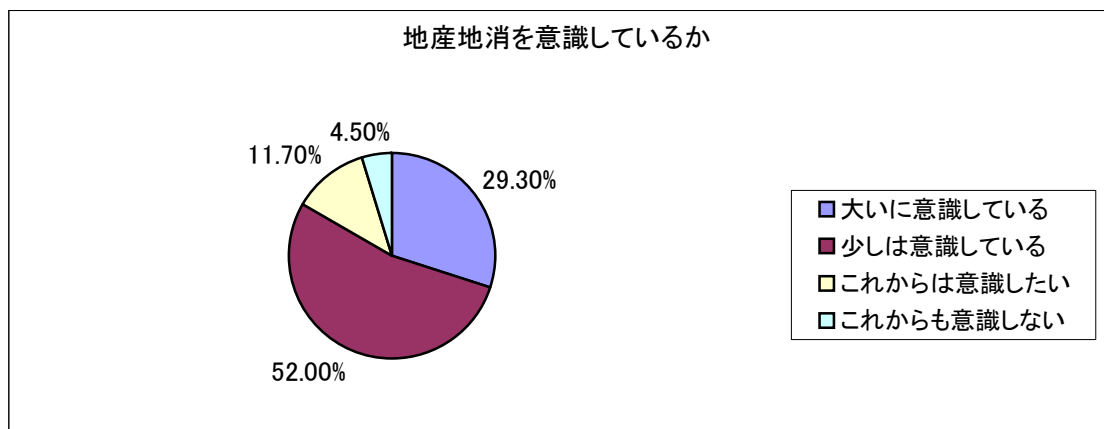
3. 各フィールドの抱える現状と課題

(6)生産・流通・消費のネットワーク

地産・地消の意識は高いです

平成22年度に行った地産・地消アンケートによると、普段の買い物や食事の野菜に地産地消を意識している人は、「大いに意識している」「少しは意識している」を含め、8割となっており、意識は高いと思われます。

図14 地産地消の意識度



(資料 吉賀町地産地消アンケート 平成22年)

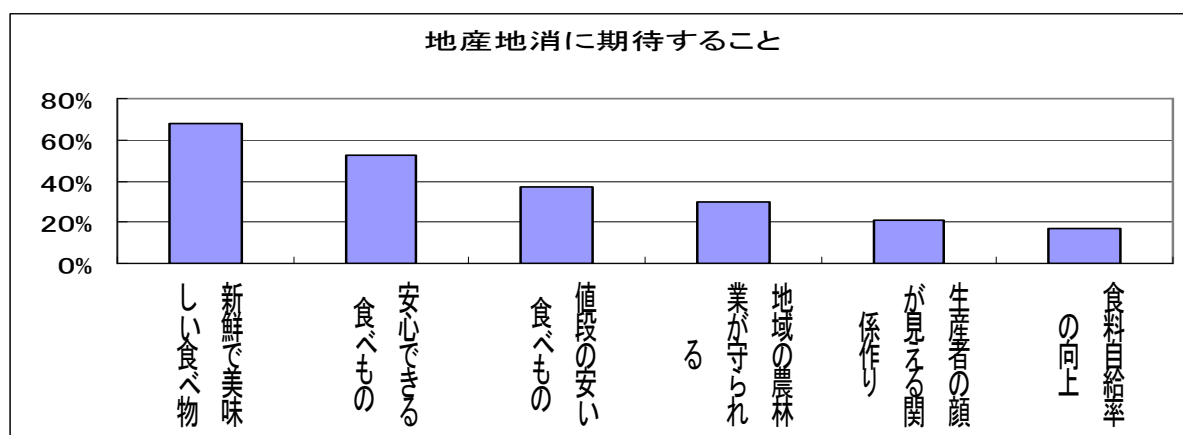
「地産地消」や「地元産」等を意識する内容として「近所のスーパー、デパート等で野菜・肉などの食材を購入するとき」が最も高く、次に「近所のスーパー、コンビニ等で惣菜や弁当などの加工品を購入するとき」が高くなっています。日常生活の中で「地産地消」や「地元産」を意識していることがうかがわれます。

どの範囲までが「地元産」であると思いますかの設問には、「吉賀町内産」と回答した人の割合が圧倒的に高く、島根県や中国地方の割合に比べ、町内産を意識する人が多くなっています。

吉賀町の人、新鮮でおいしい食べ物を求めています

地産地消に期待することは、「新鮮でおいしい食べ物の提供」が最も高く7割近くを占めています。次に「どのように作られたかが分かる安心できる食べ物の提供」が5割と続いています。“新鮮で安全でおいしい農林水産物”を期待する回答が多く見られました。また、「地域の農林水産業や農山漁村が守られる」といった回答が、島根県や中国地方に比べて多かったのも特徴です。

図15 地産地消への期待度



(資料 吉賀町地産地消アンケート 平成22年)

吉賀町の人、価格が安く、スーパー等地元産を購入できるところが増えればよいと思っています

どのようになれば地元産を購入したいと思いますかという設問では、「新鮮である」が最も高く、次に「価格が安いこと」「スーパー等、地元産を購入できるところが増えればよい」という結果となりました。

また、農林水産物の生産で意識していることを見ると、「有機農業で生産している」「減農薬で生産している」が、それぞれ4割近くを占め、安全で安心して食べられる野菜作りをしている人が8割であることがわかりました。

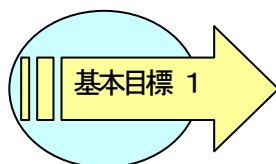
しかし、有機農業は自然の流れに根付いた農法であり、手間やコストがかかります。そのような、有機農業のしくみを、まず消費者である住民が知ること、地産地消の取組が地域のしくみとして広がっていきます。

安全な食材の供給と消費のしくみについて、生産・流通・流通に携わる人々が、それぞれの立場から協力していき、安く提供できるしくみづくりが求められているといえます。

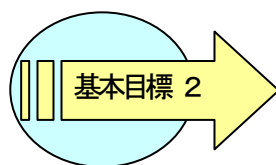
○第3章 食育推進の基本方針

2. 取り組み目標

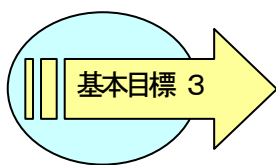
食育計画を推進していくために、基本目標を次のように掲げます。



= 健全な食生活を自立的に営む力の実践 =
家族・地域ぐるみで健全な食生活を自立的に営む力を身につけ、食習慣や食文化を学び伝承していく地域づくりを実践します。



= いつくしみの心の醸成 =
食と農を通じて食への感謝の気持ち、いのちをいつくしむところを育て、人間性豊かな地域づくりを実践します。



= 安心・安全な食と農の地域づくり =
安心・安全な食農環境によって新鮮でおいしい作物を食卓に運び、地産地消による交流促進を実践します。

○第4章 食育推進の展開

3. 地産地消の推進（食べ物を育てる・調理する・食べるネットワークの構築）

（1）自給的農業の推進

吉賀町が推進する有機農業はただ単に農薬や化学肥料を使わない栽培方法ではなく、本来あるべき「農業」と「食べ方」「暮らし方」を追求するものです。その基本となるのがまず我が家で食べ物を自給する取組です。町民がお米をはじめ、野菜や山菜、加工品などを出来るところから自給し本町ならではの豊かな食の追及こそ重要であると考えます。

また、自給活動から生産される農産物は旬のものが中心となり、手間を惜しまず心をこめて作られた料理は健康な体を育む原点です。

農地を守り、豊かな食を実現するために町内全域に自給的農業を推進していきます。

◇ 具体的な取組

① 自給的農業の推進

施策の方向	施策の内容
自給的農家の育成	<ul style="list-style-type: none">● 誰もが取り組めるよう農業入門講座などを開催して、我が家から自給率が向上するよう取り組みます。● 農地を持たない町民を対象にして、市民農園などを整備することにより自給的農家を育成します。

農産加工の取組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 自給運動で生産された農林産物を活用した農産加工の講習会などを開催し、加工技術の伝承と加工食品の自給に取り組みます。
豊かな食卓の実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 自給活動で生産された野菜を使った料理教室の開催や調理のレシピを作成して豊かな食卓の実現を目指します。

(2) 安全で質の良い食べ物の生産とお裾分け

吉賀町は、清流高津川が町の中央部に流れ、その周囲に肥沃な農地が広がっています。柿木村ではこの清らかな水と豊かな土壌、澄んだ空気の恩恵を受けて、約30年前から有機農業が営まれており、平成17年10月の町村合併以後は町全体に急速に拡がりの輪をみせています。

町内の生産者・生産組織がつくる安全で質の良い農産物は、商品ではなく健康な身体を作るための食べ物です。ただ単に無農薬・無化学肥料で栽培された農産物の取引ではなく、顔の見える関係から生まれる相互の信頼を柱としたお裾分けの心で消費者に届けることが重要だと考えます。

消費者へ安全で美味しく、安心して食べてもらえる質の良い食べ物を生産し、提供するための取組を更に強化していきます。

◇ 具体的な取組

①安全で質の良い食べ物の生産とお裾分け

施策の方向	施策の内容
生産の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全で質の良い農産物を生産するため、農業技術講習会や各種研修会を開催して生産技術の向上に取り組みます。 ● 農産加工品を地元産の原材料で生産するため、原料生産技術の向上による生産量確保に努めます。
地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内産の旬の野菜を毎週コンテナで家庭に届ける「旬彩宅配便(仮称)」等を提案し、新たな地消の拡大に取り組みます。 ● 地産地消の意識の醸成を目的とした、食に関する研修会等啓発活動の推進に取り組みます。 ● 「吉賀町のおうちごはん」や「伝統料理集かきのきの味」など広く町民に食べ方を提供する冊子等を発行して消費拡大に努めます。
流通体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 農産物の地産地消を進めるために、農家と地元商店やスーパーとの連携を強化して、誰でも安易に手に入れやすい環境の整備

	<p>をします。また、町内にある道の駅等の直売所を更に充実させ消費が拡大するよう取り組みを強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校給食をはじめ、保育所や病院、福祉施設、町内の飲食店等を提供する場へ地元食材が積極的に利用されるよう関係者・関係機関への働きかけるとともに流通体制を整備します。
--	---

(3) 生産者と消費者の交流

「つくる側」と「食べる側」に分かれ、顔の見えない関係の中でお互いの信頼関係は希薄になり「食べ物」ではなく「商品」として農産物や農産加工品の流通が行われています。また、国民の多くが消費者となり、食糧には関心があっても農業や農村を意識することが少なくなっています。吉賀町では、生産者と消費者の交流を進め、食と農業、自然環境の保全など農村への理解を深めることにより地産地消を推進していきます。

また、近年都市と農村は相反する状況からお互いの価値観を認めあいながら、都市農村の交流が推進されることにより命の源である食や自然環境について共通の認識をもつことが重要です。

町内での地産地消の推進はもとより、近郊都市住民も含めた消費者との交流により幅広い視点で食育を推進します。

◇ 具体的な取組

①生産者と消費者の交流

施策の方向	施策の内容
生産者と消費者の交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元農産物を学校給食に提供している生産者と子どもや保護者が農業体験や交流給食、意見交換会等を行うことにより、安全で質の良い食べ物や食べ方に理解を深める場を提供します。 ● 食の文化祭等のイベントを開催して、農村の食文化の豊かさを感じられる機会を創設します。 ● 自然にふれあい、野菜等の栽培に関わることにより農業や農村に対する理解を深め、農業者との交流が図られるよう農業体験の機会を提供します。

○第5章 食育の推進に向けて

1. 計画推進体制及び役割

地域づくりは人づくりといわれるように、人づくりなくしては地域づくりは、なしえません。食育は、食を通して、この人づくりを推進していく役目を担っています。そのためには、町民一人ひとりが食の重要性を認識し、自らのまちづくり活動として実践することが求められています。

また、家庭、保育所や学校、公民館、地域の企業や商工会、まちづくり実践グループ、そして生産者、流通者、消費者が情報の共有化をしながら、ネットワークを形成し、食の循環の輪を拡げていくことも重要です。

このような観点から、住民や各組織が横断的に連携を深め、総合的かつ体系的に施策をすすめていくための核となる組織として、「吉賀町食育ネットワーク会議」を設置します。

2. 計画の管理と評価

「吉賀町食育ネットワーク会議」は、町全体の食育推進の状況の把握や方向性の確認を行い、取組状況の評価を行います。

評価で得られた問題点や課題・成果については、随時住民に周知し、そして計画の見直しに活用することとします。

○数値目標

項目	目標	評価指標	現状値	目標値
地産地消	地産地消の推進	地産地消を大いに意識している割合が増える	29.3% (*11)	60%
		地元の野菜を出来るだけ入手している人の割合が増える	(—)	40%
		野菜作りをする人の割合が増える	(—)	増える

データ入手先

*11 町地産地消アンケート (H22)